

令和4年12月22日
総務部管財契約課

建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

公共工事に係る入札・契約制度については、これまでも適宜改正を行ってきたところですが、ダンピング対策の更なる徹底のため、国や千葉県の動向を踏まえて、制度の見直しを行いました。

1 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を算出するための一般管理費等の率の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を算出するための一般管理費等の率を100分55から100分の68に見直しを行います。

直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

施行日 令和5年4月1日

施行の日以降に入札公告又は指名通知を行う入札について適用します。